

第392回南国市議会定例会会議録

第3日 平成28年9月14日 水曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教 育 長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	監査委員局長	細川千秋君
農業委員会 事務局 長	土橋 愛君	消 防 長	小松和英君

＊

議会事務局職員出席者

事務局 長	秋田節夫君	次 長	公文知子君
書 記	岡崎辰彦君		

＊

議事日程

平成28年9月14日 水曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。2番植田豊君。

〔2番 植田 豊君登壇〕

○2番（植田 豊君） おはようございます。通告に従いまして今回の質問をさせていただきます。

まず1つ目は、森林環境税を使った木育について質問させていただきます。

木育ということで、ある方から木を育ててもらう話かと言われましたが、残念ながらそうではなく、いわゆる食べる食育、眠る眠育と同様に、私の中では木からの学びであり、森林か

らの教訓、学びの事です。よろしくお願いいたします。

高知県は、県民みんなの負担で森づくりを進めるため、平成15年から全国に先駆けて森林環境税を導入しました。県民税、個人、法人それぞれ年額500円を加算し、平成26年度は約1億7,000万円が集まったそうです。

森林環境税の使い道には、大きく4つの内容に分かれています。

1つ目は、森林環境の保全として、間伐や鹿の被害対策などに対応しています。

2つ目は、県民の主体的な活動として、「こうち山の日」11月11日の活動や森林保全ボランティア活動を推進しています。

3つ目、森林環境教育として、山の学習、小中学校が行う総合的な学習などを支援し、森林を通じた環境教育を推進するものです。

4つ目、木材の利用、木の香るまちづくり推進事業として、教育施設の木製品の導入や公共施設の木質化など、県民の皆様の目に触れやすい公共的な施設などに県産木材を使うことを支援しながら、その木のよさをPRするものです。

この中で、3つ目の森林環境教育について具体的に質問をさせていただきます。

山の学習について、森林環境税を活用しての出前授業、山の一日先生派遣事業というのがあります。内容としては、木工クラフト体験や樹木の観察、シイタケの駒打ち体験など、さまざまな学習が行われています。

そこで、南国市内小中学校の山の学習事業の利用について伺います。

参考ですが、一昨年、平成26年度には、県下全体で21市町村、59校、4,974人の児童生徒が森林環境学習を利用しました。隣の香美市では、小学校の利用が6件、中学校の利用が2件、合わせて8校、756人が香美市では利用されています。同じ平成26年度、南国市内小中学校での利用はとなりますと、学校林を所有しておられる鳶ヶ池中学校さんの1件のみです。ちなみに、南国市内全小中学校、香長、香南、北陵中学校は、学校林は所有していません。

また、全国的に小学5年生では環境学習の一環として、杉・ヒノキの植林の間伐体験なども実施される学校が多くあります。それぞれの学校や先生方の考えもちろんありますでしょうが、南国市は総じて余りにも利用実績が少ないのではないのでしょうか。私の考えですが、フィールドとして利用できる場所がほとんどないことも理由の一つだと思います。

香美市では、県立甫喜ヶ峰森林公園、県立森林総合センターの中にある情報交流館「ほっと平山」、香南市では、県立のいち動物公園、県立月見山など数カ所受け入れのできるフィールドがありますが、南国市内の小中学校では、学校林を所有するのは、先ほど申し上げた鳶ヶ池

中学校さんだけです。受け入れできるフィールドの施設のほうもほとんどありません。

そこで提案ですが、鳶ヶ池中学校学校林には宿泊施設もありますので、希望する学校には使用を許可してはどうでしょうか。

また、それぞれ学校の周辺には少なからず大小さまざまな公園があります。樹木の植えられた公園のほとんどが、予算の関係だと思いますが、通常の公園管理である掃き掃除や草引き、トイレ掃除程度になっています。それ以上の管理は、なかなか難しいのが現状だと聞いております。

そこで、希望する学校には公園を指定し、フィールドとしてどんどん利用してもらったらどうでしょうか。例えば、樹木観察やら枝打ち体験などや動植物や鳥の観察など、身近な環境学習に利用できると思います。

余談になりますが、龍馬空港の周辺には県管理の公園が何カ所もあり、こちらも管理費の関係のようですが、樹木のお世話までなかなかできていません。公園自体も管理され、子供たちにとっても愛着の湧く公園となるのではないのでしょうか。木育という視点からのお考えをお聞きします。

その次に、木材の利用、木の香るまちづくり推進事業について質問させていただきます。

子供のころの体験は豊かな人生の基盤になります、と聞いたことがあります。子供のころのさまざまな体験が豊富な人ほど、大人になってからのやる気や生きがい、モラルや人間関係能力などの資質・能力が高い傾向にあるそうです。子供たちの健やかな成長には、ふだんからの友達との遊びの中やお手伝いや地域での活動なども大変重要な要素です。

この事業は、学校関連環境整備事業で、補助対象としては、園児や児童・生徒が日常的に触れ合う木製品、机や椅子、遊具などの導入及び児童・生徒が利用する保育室、教室などの木質化に係る経費を補助対象とするものです。

南国市の昨年度平成27年度の利用実績は、長岡西部保育所の長テーブル1件のみです。せっかくの県の補助事業で、利用件数が少なく残念です。県負担は2分の1ですので、残り2分の1の費用は必要ですが、各学校に1つ木を使った象徴的な製品があればと考えます。例えば、大きい机、げた箱、本棚などがあれば、園児、児童、子供たちにとっての木に対するイメージはよくなると思います。

参考までに、学校ではありませんが、高知市薊野の量販店では、この事業を利用して社会貢献及び地域活性化活動と位置づけ、店内におもちゃ広場を開設し5年になりましたが、未就学の子供同士の交流はもちろん、親同士のつながりにも結びついているそうです。積極的にこの

事業を利用してはどうでしょうか、お考えをお聞きます。

また、別の事業の話で、緑の募金を使った木のおもちゃに触れ合う事業というのがあります。木は、子供が心地よく感じる素材と言われています。先生方は木のおもちゃがよいことはわかっていますが、園の備品として設置するのは高額で管理も大変です。木のおもちゃに触れ合う事業は、高知県産の木でつくったおもちゃで遊ぶことで、緑や自然環境に興味を持ってほしいという思いから始められました。原則3カ月間、保育園や幼稚園に木のおもちゃを貸し出しするものです。

貸し出しを受けた保育園、幼稚園からの感想としては、木のおもちゃを置いているといい香りがして、心が安定します。木に触れることにより木の温かみを感じることができます。三角や四角の形の積み木、自然木、木の玉プール、ドミノなどいろいろあり、みんなで繰り返し工夫したり想像力が膨らみ、楽しんでいますが、などの感想が聞かれます。

平成26年、27年度の貸出利用実績は、南国市では残念ながらありません。なお、この貸し出しは地域の祭りやイベントにも数日間の貸し出しも可能です。

先ほどの木の香るまちづくり推進事業と同様、積極的に取り入れてはどうでしょうか、お考えをお聞きます。

余談ですが、きのう議会終了後、小笠原議員とお話をさせていただくことができました。偶然ですが、鳶ヶ池中学校の学校林で子供たちに10年余り、年輪から始まったの木のうんちくを語りゆう、そのときの子供の目が輝いちゆう、と聞かされました。私自身、さきにお話をさせていただきました山の一日先生事業に、微力ですが10年余りかかわりました。小笠原議員と同じことを感じたことが思い出されます。

2つ目の質問になります。

環境先進企業の協働の森づくり事業についてお尋ねします。

企業の環境への社会貢献が求められると同時に、森林率日本一の高知県は、森林の整備を求められています。高知県内外の企業などが森林保全への協力を呼びかける県の環境先進企業との協働の森づくり事業がちょうど丸10年を迎えました。平成27年度末、ことしの3月末現在で74の企業・団体などから協賛金年額25万円から500万円の中で、総額10年間で約5億2,179万円が集まったそうです。県内では4,000ヘクタールの森林が整備され、県が認証した二酸化炭素CO₂吸収率は8万643トンになったそうです。

この事業は、環境保全に関心の高い企業が県、地元市町村などとパートナーズ協定を結び、原則3年以上協賛金を拠出し、間伐などの森林保全を行う事業です。

高知県は県土の84%が森で、しかも84%のうち65%が人工林です。残念ながら、人工林は森林整備をせず放っておくと山林災害の原因や河川の水質の悪化につながり、いわゆる病気の山となってしまいます。健全に森林の整備をすることにより、森林の持つ環境保全機能が増し、土地を強くし土砂災害を抑止する機能や、渇水や洪水を緩和し水源を保つ水源涵養、たくさんの生き物が住めるよりよいフィールド、さらに地球温暖化の要因とされる二酸化炭素を植物の力によって吸収・削減する機能もあり、結果として私たちの生活環境もよくなるはずです。

また、この協働の森づくり事業を利用した企業と学校とのコラボレーションの例もあります。例えば、安田町では電源開発株式会社様と安田中学校、四万十町では四国電力様と窪川高校・四万十高校、越知町では入浴剤のバスクリンの株式会社ツムラ様と越知中学校と薬草関係で総合学習の一環としてそれぞれ交流があり、生徒の環境学習の向上につながっているそうです。

昭和55年ごろをピークに木材の価格が低迷し、過疎や高齢化などにより林業経営が困難となり、手入れの行き届いていない人工林が増加しています。私たちの生活に悪影響が出始めています。

以上のようなことを考えれば、協働の森づくり事業は森林保全に関心のある企業にかかわっていただき、積極的に導入・推進をするべきだと考えます。

南国市のかかわった企業の内容を見ますと、10年間でトヨタ車体株式会社様、平成19年2月から平成22年2月8日、協定期間が満了して終わっています。また、もう一件は高知空港ビル株式会社様が～空と人、出逢いの森～ということで、場所は黒滝地区の中ノ川というところで、今協定の期間中です。残念ですが、10年間で2件のみです。余りにも少ないのではと感じます。

南国市には関心のない企業ばかりなのか、それとも事業自体を知らないのか、企業の推進の仕方はどうなのか、そのあたりの状況を教えてください。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） おはようございます。植田議員さんから木育、森林環境教育について御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

現在、南国市内の学校で学校林を保有する学校は、鳶ヶ池中学校1校です。鳶ヶ池中学校の森林環境教育について簡単に説明をさせていただきます。

鳶ヶ池中学校では、昭和18年から学校林を活用した活動を継続しており、今年度も県指定の山の学習支援事業を受け、森林の大切さを学ぶとともに、地域の方々とのつながりを深め、伝

統的に環境教育の推進を図っております。具体的な活動といたしましては、学校林の樹木の特性を学習し、それを生かした木工細工の作成や清掃、間伐を行いながら木々を育てるとともに、間伐材を利用したエコ木材の作成などを行っています。また、鳶ヶ池中学校のOBによる昭和18年から続く植林活動の歴史の話や、育った木々に直接触れるツリーライミングも行っております。このような森林環境学習を通して、3年間で森林の保全や整備のみならず、自分の育った学校や地域を愛する心を育てているところでございます。さらには、学校の中だけでは味わうことのできない野外での自然体験を通して、自然保護を協同で行う団結力の育成も成果の一つと言えるでしょう。

御提案いただきました鳶ヶ池中学校以外の中学校に学校林の施設を開放し、使用を許可することや、周辺の公園等を利用することにつきましては、南国市内の学校の森林環境教育を推進していくという点におきましても大変有意義なことであると考えます。しかしながら、現在の課題といたしまして、学校林そのものの整備や宿泊施設の老朽化、管理の方法等、生徒の安全確保が重要となりますので、各学校や関係機関と周辺の公園の管理も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、木の香るまちづくり推進事業の活用についてお答えいたします。

県産材を用いて加工した机や椅子を各学校へ導入するという点につきましては、子供たちが県産木材になれ親しみ、自然とも触れ合う機会となり、大変意義のあることだと考えております。

南国市教育委員会といたしましても、今年度当初にこの事業を活用し、小学校への導入も考えて計画をしておりました。しかし、現在各校に導入を進めております新規格の机、椅子への予算配分との兼ね合いもあり、残念ながら実現には至りませんでした。今後は、補助事業の動向に十分注意をし、活用が可能かどうか検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） おはようございます。植田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、木の香るまちづくり推進事業の活用については、平成27年度、公立保育所において老朽化した園児用のテーブルのかわりとして、県産木材を使用した長テーブルを購入しました。今年度は、2カ所の保育所でテーブルと遊具の流し台をこの補助事業を活用して購入をする予

定をしております。民間保育園におきましても、子育て支援センターのウッドデッキの取りつけにこの事業を活用しており、また25年度以前に木製品を購入した保育園も数カ所ありました。

次に、木のおもちゃに触れ合う事業については、どの保育所もこの事業を把握しており、今までに活用しました保育所も何カ所かありました。また、各保育所とも木のおもちゃは高価ですが、予算の範囲内で積極的に購入し、使用しております。そして、県立森林総合センター内情報交流館へ遠足などで出向き、木のおもちゃで遊ぶ機会を持っている保育所もあります。

植田議員さんがおっしゃりますように、木のぬくもりや優しさ、使い込むほどに味わいなど自然素材ならではの感触を子供たちが感じ育っていくことは、子供たちの成長に意義のあることだと考えております。

今後も机、椅子、遊具の買い換えが必要な場合には、県産木材製品の購入検討を、そして木のおもちゃに積極的に触れ合うことを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） おはようございます。植田議員の協働の森づくり事業についての御質問にお答えいたします。

協働の森づくり事業は、議員言われたように、環境保全に関心の高い企業と市町村などがパートナーズ協定を結んで協賛金を3年以上供出していただき、間伐などの森林保全を行う事業です。県内でも企業の社会的責任や地域貢献への意識向上を背景に74企業・団体と62協定が結ばれております。

本市の実績といたしましては、平成19年からトヨタ車体株式会社、一昨年、26年11月に締結して現在施業中の高知空港ビル株式会社の2件です。

2件は少ないのではないかと御指摘ですが、候補地・施業地の選定では、一定のまとまった市有林の適地での施業となると制限もあります。本市の場合、市有林は約180ヘクタールありますが、前回のトヨタ車体との協定で実施した黒森山、屋根松山以外では余り適地がありません。

今回の高知空港ビルとの協定内容は、26年度は才谷市有林で、切り捨て間伐1ヘクタール、27・28年度は中ノ川市有林で、切り捨て間伐18.58ヘクタールと歩道を新設1,500メートルの整備計画、150万円の協賛金で事業整備費183万円で実施中です。

この中ノ川山は67ヘクタールと本市では一番大きい市有林ですが、国有林に隣接した急峻な

山であり、位置的にも市中心部から1時間以上かかる奥地にあります。協定締結当初は、67ヘクタールの搬出間伐を含めた施業を計画しておりましたが、本市有林は中ノ川林道から河川を隔ててあり、作業道がないため木材の搬出は架線集材しかなく、地形的な事情も含め、間伐材の搬出による採算ベースに乗せるのは難しいと判断し、切り捨て間伐としました。ただ、数年後には隣地所有者が作業道を改良予定であり、その場合には本市有林にも作業道を開設し、全山的に搬出間伐を行うのがベストと考えておりました。

この協定は本年度、28年度で終了しますが、高知空港ビルからは来年度以降も更新の意向を示していただいておりますので、本市も本市有林での継続した施業、そして可能であれば搬出間伐まで持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 2番植田豊君。

○2番（植田 豊君） それぞれ具体的な話を交えてお答えいただきましてありがとうございます。

2問目ですが、少し異なる視点にはなりますが、質問させていただきます。

県の事業のことを幾つか質問させていただきましたけども、実際この事業を行うのは県の委託を受けた公益財団法人であるとかNPO、ボランティア団体とか、そういった方々がかかわっているわけで、私自身もある団体にかかわらせてもらっています。その中で感じることは、地域や学校によって温度差はあるように思いますが、せっきくのこういった事業を利用するために、学校現場の先生方の中でも利用したいというお考えの方も本当はおられると思うんですけど、ただテストの試験結果のように数字で出てくるわけじゃありませんので、なかなか思い切ってやってみます、やらせてくださいとか、そういったことを学校のほうに申し出るようなことも控えているような先生もおられるんじゃないかなあというような気がします。なので、教育委員会としてもこういった事業をやってみたいというような先生方がおられるようであれば、積極的にやったらどうですかという、そういった一押しも話としてはしてあげたいんじゃないかなあとは思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香君） 植田議員さんの御質問に子育て支援課からお答えさせていただきます。

公立保育所、民間保育園とも両事業につきましてはよく把握をしております、また先ほどお答えしましたように、木についてははすごく木に触れ合うことについての大切だということは

各保育所とも子供の成長に必要なだと感じておりまして、皆どこの園も、先生たちも積極的にこの事業であつたり木に触れ合うこと、また木製品の机とか椅子の購入とかいうことには積極的に考えておりますので、市としても支援をしていきたい、またいろんなこのような補助事業が来た折には、また周知のほうを徹底していきたいとは思っております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 2番植田豊君。

○2番（植田 豊君） どうもありがとうございます。

「森は海の恋人」で有名な宮城県気仙沼のNPO法人、海の恋人理事長の畠山重篤氏は、山だけでなく人の心にも木を植えて、森・川・海の間係を整えていくことが大切と言われています。また、本県の大川村の和田知士村長は、100年後も村を支える森づくりをテーマに、森林の多面的機能を両立できる森づくりを進めると言っておられます。残念ながら、先ほど来申し上げているとおり、南国市では山のほうの手入れはされてなく、民有林も含めてですけど放置林が多く、森林整備がされたよい状態ではありません。山そのものの力と森林保全に関心を持つ人の力が重なったら山も健全な姿となり、ひいては谷や川、海も健全で元気な我々の人間の住みよい環境になるのではないのでしょうか。施業としての林業が難しい中、こういった事業を積極的に取り入れるべきだと思います。

また、先月8月11日は、ことしから始まった国民の祝日、山の日でした。山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝することを趣旨とするとなっています。食育のフロントランナーである南国市です。木育や森林の環境整備にも積極的に取り組もうではありませんか、よろしくお願ひします。終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁は要りませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） おはようございます。公明党の浜田でございます。通告に従いまして生活者の目線での質問を行います。

初めに、市長の政治姿勢ということで、行政の透明性につきましてお伺いいたします。

9月3日の高知新聞夕刊のコラム「話題」に駅の前にという記事が掲載されておりました。既に皆様もごらんになっておられるでしょうから説明する必要もないと思いますが、話の流れのために説明させていただきますと、地元を活性化したいということで、高知市が議論のた

き台として道の駅構想の住民説明会を行ったところ、住民には結論ありき、何か裏があるのでと映ったために、住民の反発を招いたとのこと。コラムは、駅の前に対話のルールづくりからと結んでありました。住民の意見を聞き、中身を練っていく必要性が述べられていたと思います。

また、先ごろ東京都知事となられました小池百合子さん。東京都の決め事に対し、これまでどこで誰が決めたかわからないと透明性を訴えています。

行政に携わっておられます方々は、一つの決め事をなしていくとき、さまざまな要因を認識し、一つ一つ確認、検討をし、苦労して一つの結論を導いているわけですが、住民目線ではさまざまではなく、個々の問題を個々の立場でばらばらに考えることが多く、行政への批判となることがあると思われまふ。だからこそ、声を聞き、説明するということが先になければならないということになるかと思ひます。

橋詰市長は3期目当選の折、新聞のインタビューに答えて、御自身がトップダウンで進めていく性格だが、今後は下からの意見も聞きながらやっていく必要がある。文面は忘れましたが、私の拙い記憶では、そういった意味のことを述べられていたかと思ひます。透明性を強調しています小池都知事も今の段階ではトップダウンで進めているように見受けられますが、どちらにしても市民の皆様は御理解いただける透明性が求められていると思ひます。

今市政のトップとしての3期目、行政の透明性ということに関してはどのような御努力をなされているのかをお聞かせ願ひたいと思ひます。

質問の2つ目は、T P Pへの対応についてお伺ひいたします。

日本時間の2月4日、日本やアメリカなど12カ国が参加したT P P協定の署名式がニュージーランドのオークランドで行われました。現在、各国協定の発効に向けて国内手続を進めています。12カ国の国内総生産の85%以上を占める少なくとも6カ国が手続を終えれば、その時点から60日後に協定が発効する仕組みとなっています。アメリカが60.4%、日本が17.7%のG D Pとなっていますので、ほかに比較的大きな4カ国が手続を終えれば発効となるわけです。そのことから見ますと、アメリカがその鍵を握っていることにもなります。大統領選を控え、その成り行きが注目されるころではありますが、私はいずれT P Pの発効になった場合、南国市の取り組みはどのようにするのかを問ひたいところがございます。

日本は重要5品目に対し非常に頑張ったと思ひますが、農業者の支持はまだ得られていない現状にあると思ひます。海外からの安い輸入品に日本農業が圧迫されるという観点が表に出されての反対が根強いと感じますが、参加国の関税撤廃率を見てもみますと、また違う考え方も

できるのではないのでしょうか。農林水産物に関して言うならば、カナダが95%、メキシコとペルーが97%、チリが98%、アメリカとベトナムが99%、あとの5カ国は100%の関税撤廃となっています。12カ国の中で日本だけが82%と際立って撤廃率が低いわけです。11カ国の関税撤廃率が100%もしくは100%に近いことから、農林水産物の輸出という観点に目を向ければ、いわば好機と捉えることができるのではないのでしょうか。

話が少しそれますが、東京の築地が外国人の観光の一環となっていました。見学した外国人の中に、日本は輸入製品に対して非常に厳しい安全性を求めてくるが、築地の競りの様子を見ても不衛生としか言えないという感想があるとのこと。私は3月議会でもオリンピックに向けてジャパングャップ、グローバルギャップのことに触れさせていただきましたが、そういったことも含め、南国市が海外市場にどう対応していくのか、何を売り出していくのかということが、今考えなければならない課題ではないかと思うところでございます。

南国市は観光を中心とした産業には力を入れ始めていますが、今後農業が発展していくためには、海外市場へどう切り込んでいくのかということがなければ、農業はやがてしぼんでしまう危惧がございます。市場拡大を視野に入れまして、今後の農業の発展を考えなければなりません。南国市はどのように捉えておられるのか御所見をお伺いいたします。

次に、女性の就労支援ということで2点お伺いいたします。

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境を整備するために、次世代育成支援対策推進法が平成17年4月1日から施行され、10年間の集中的、計画的取り組みにより、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んできたとした上で、引き続きさらに改善し充実させるため、この法律の有効期限が平成37年3月31日まで延長されました。高知県また南国市では、女性の就労率は高いと思われませんが、この次世代法は従業員が101人以上の企業には義務化されていますが、100人以下の企業は努力義務となっていますので、本市ではなかなかお母さんの働く環境整備にならないのではないかと心配いたします。

次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請すれば子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定である、くるみん認定を受けることができます。そして、今回は新たな取り組みとして、プラチナくるみん認定が始まっています。くるみん認定企業の中で、さらに充実した環境づくりができています。このくるみん認定のマークを企業の広告などに載せることにより、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。学生や求職者にとりましても、職場選びの目安ともなります。そしてさらに、このマークを取得した企業は、税制優遇措置を

受けることができます。企業、資産の種類に応じて割り増し償却率の割り増し償却の適用が受けられます。これは再来年度までとなっています。

このくるみんマーク認定企業が高知労働局のホームページに掲載されていますが、高知市、香美市、四万十市、土佐清水市、芸西村などの企業は載っています。しかし、南国市は一つも載っていません。もちろんホームページに公表したくないところは載りませんが、南国市ではどのくらいの企業に取り組んでいるのか、把握しておられましたらお聞かせいただきたいと思っています。

平成26年に私は一般質問でくるみん認定につきまして触れたことがございますが、そのときは高知県では認定マーク取得の企業はゼロでした。現在は、公表されている企業は高知県で17になっています。以前くるみん認定がゼロだったときは、高知県に高知県次世代育成支援認証という制度がございまして、南国市は7企業だったと思いますが認定されていました。本年8月現在では、その制度に私の知るところでは12企業が入っています。県の認証の場合は、低利の県融資制度を受けることができますし、県の建設工事競争入札参加資格審査において地域点数の項目の一つとなるなどのメリットがあるわけですが、南国市の企業は県のほうを優先したということでしょうか。建設関係でない企業も県の認証の中にはあるのですが、国の制度である、くるみん認定についての企業への周知はどのようにされておられるのかをお伺いいたします。

女性の就労支援の2つ目は、病児・病後児保育につきましてお伺いいたします。

働くお母さんが子育てしやすい環境づくりの一環としまして、乳幼児健康支援一時預かり支援事業がございまして、子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にある子供を保育所や医療機関に付設された施設で一時的に預かる事業ですが、御承知のとおり、南国市では後免野田保育園のみで実施しているところですが、あと大篠保育園では、大篠の園児のみを受け入れてくれるということです。

後免野田保育所が病後児保育を始めてから随分になると思いますが、利用状況はどうでしょうか。また、南国市の人口からいって、これで足りているとは思っていないと思いますが、今後どれくらいの受け入れが必要でしょうか。また、病児保育についても実施できているのでしょうか、お伺いいたします。

病児にしる病後児にしる、感染が心配されるような病気の場合、保育園に併設では心配な場合も考えられます。病児・病後児のための病院併設の施設をつくるべきではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

続きまして、消防団の公務災害につきましてお伺いたします。

日夜、南国市民のために、いつ、いかなるときでも火事や災害には駆けつけてくださる消防団員の活動は、しばしば危険な状況のもとで遂行されます。市町村は、政令で定める基準に従って条例で定めるところにより、消防団員が公務上の災害によってこうむった損害を補償しなければならないとされていまして、公務災害補償制度に準じてさまざまな補償制度が設けられています。ところが、この公務災害補償制度で補償されないと思われることが一つ心配されています。それは、例えば火災発生との連絡を受けた団員が、自身の車で消防屯所に向かっているとき、思いがけず人身事故を起こしてしまったというときには、事故の相手方に対する補償が公務災害補償制度等では補償されないのではないのでしょうか。何らかの補償がされるのかどうかお尋ねいたします。

地域活動をする若者が減少している中、南国市の消防団は団員の確保にも力を尽くしています。消防団に引き入れた若者が万が一事故を起こしたとき、自己責任となってしまうことは申しわけないということで、先輩の消防団の方々の心配がそこにございます。補償につきましてお示しいただきたいと思います。

最後に、監査につきましてお伺いたします。

監査事務局は、南国市の財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかどうか、監査委員をしっかり補佐し、地道に頑張ってくださいすることに敬意を表したいと思います。今回は、何点か監査事務局長にお伺いさせていただきます。

監査は、地方自治法第2条の地方自治体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの原則にのっとり全力を注いでくださっています。監査委員さんの指摘や助言などにより、執行部が改革や見直しを行ってきたことは数多くあることと思います。ともすれば地道に思える静かな監査事務局ですが、住民の皆様はその成果を少しは宣伝していただいて、その存在を認識していただければと思ひまして、公表して差し支えない事例がありましたら、監査事務局長から幾つか御紹介いただきたいと思ひます。

また、毎月の例月現金出納検査や決算審査、定期監査を行っているわけですが、定期監査には事務と工事とございます。南国市では、この工事に関する定期監査は現在行われておりません。政令指定都市ではございませぬから、義務づけられているわけでもございませぬし、専門性を要することもあり、行っていないのだろうと推察しております。しかし、公共工事は一般的に多額の財政支出を伴うものでございますし、性能や品質の確認の必要性もあり、工事の事

務監査のみでは十分な監査とは言えないかもしれません。工事の技術的内容の評価も必要と言えます。地方自治法第199条の6に監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならないとありますことから、市長からの要請に基づき行われるものと解釈しておりましたが、そうではないようにも伺いました。これにつきましては、副市長の御見解をお伺いいたします。

また、他市では専門性を要することから、外部に委託するなどという手法がとられているとのことですが、それにはどれくらいの予算が必要となるのか、また工事監査というと南国市ではどのような項目が該当するのか、監査事務局長の御答弁をお願いいたします。

以上で私の1問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 私のほうからは、行政の透明性について御答弁を申し上げたいと思います。

行政の現場におきましては、真摯に市民と向き合って仕事をするということを日ごろから心がけておるわけでございます。事業を進める中では、どうしても行政の思いと住民の思いに食い違いが生じることはよくあるわけでございます。市民の声をしっかりと聞くこと、また市民に対しましてしっかりとこちらの情報を提供していく、行政としての説明責任を果たすことが行政の透明性を高め、市民からの信頼も得られるものである、このように考えております。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定過程などにおきましては、各種団体や市民の代表から成ります行政計画審議会から貴重な御意見をいただいたりもしております。同審議会には、策定後も事業の進捗あるいは効果などにつきまして検証をしていただくことにもなっており、こうした市民の市政への参画、そして行政評価としての視点も行政の透明化には大変重要なポイントではなかろうかと、このように認識をしております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 浜田議員のTPPへの対応の御質問にお答えいたします。

山本有二農相が就任直後からメインテーマに掲げ、力を注いできたのが、重要課題の農林水産物、食品の輸出拡大です。国の2016年度2次補正予算のうち、農林水産関係は総額5,739億

円で、うちTPP対策に3,453億円、農林水産物の輸出力強化対策に270億円を計上しておりますが、農林水産物の輸出額は円高の影響などで伸び悩んでおり、輸出力強化は喫緊の課題となっております。

具体策として、食品安全管理で主流となるHACCPに対応する加工施設や、鮮度を保つCA貯蔵施設等のインフラ整備のほか、農業者への相談体制の強化、関税手続の一元化を進める、政府がTPP対策として輸出力強化戦略に取り組んだ内容を予算化したものでございます。

国は、農林水産物の輸出拡大に向けて、海外での商談会や販売促進などのイベントを一覧表にまとめたイベントカレンダーを新たに作成しております。狙いは、各都道府県や団体によるイベント情報を集約して見せ、出展参加やイベント同士の連携を促すものです。うまいものを高く買ってくれるところに出すなど、日本産農産物、食品の輸出に当たり、強みである高品質を前面に出す必要性が説かれております。例えば輸出が好調な高級イチゴ、あまおうは、一層の輸出増に向けて高品質を海外に丁寧にPRすることが欠かせないというスタンスを描いております。

議員言われるように、TPPに反対意見が多い中でも、協定が発効することを前提の対策は必要だと考えます。御提案いただきましたJギャップ、Gギャップ、ジャパングャップ、グローバルギャップの取得は、その信頼度から、その優位性、有利性は疑うものなき認証ですが、審査基準は相当厳しく、そして労力も有するという一方で、中央東農業振興センター管内の関係機関での取得に向けての啓発を協議する中では、余り進展はありません。ただ、IPMを前面に出し、安心・安全を売りにした南国市産野菜やブランド化を目指す還元野菜、そして生鮮品に限らずスイーツ等の加工品の開発も含め、今後の輸出品目として期待できるものがありますが、具体的な手続、手法等の対策はとれていないのが現状です。

今、圃場整備事業の導入という基盤整備のハード面等が全面に目指す本市の農政でございしますが、輸出等のソフト面でも並行して進めていかなければならない課題と考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 長野洋高君登壇〕

○商工観光課長（長野洋高君） 浜田議員さんのくるみん認定についての質問にお答えさせていただきます。

くるみんマークは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしない従業員も含めた多様な労働条件の整備など

に取り組むに当たって、一般事業主行動計画を策定し、一定の基準を満たした企業が子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けたあかしとなるもので、現在全国で2,500社以上が認定されています。また、新たに始まりましたプラチナくるみんの特例認定については、現在全国で90社余りが認定を受けています。

このくるみん、プラチナくるみん認定のメリットは、企業のイメージアップや優秀な人材の確保が期待できるとともに、税制上の優遇措置があります。従業員101人以上の企業については、一般事業主行動計画の策定及び労働局への届け出が義務づけられており、高知県では約270社が行動計画の策定、届け出を行っており、策定率は100%となっております。また、行動計画が努力義務となっている100人以下の企業においても、101社が行動計画を策定・届け出をし、くるみん認定を現在17社が受けておることなどから、周知、活用も一定図られておると思っております。

南国市においては、現在くるみん認定を受けている企業はないものの、従業員101人以上の企業で28社、100人以下の企業では27社が行動計画を作成していることから、制度の周知は一定、同じように図られているものと考えております。

また、御質問にありました高知県次世代育成支援認証については、仕事と家庭の両立の推進などの職場環境づくりに取り組んでいる企業を県が認証する事業で、認定要件の一つに一般事業主行動計画の策定・届け出があります。

それぞれの制度でメリットがあり、県認証を受けるため行動計画を作成した企業もあるのではないかと推測されますが、次世代育成支援対策推進法と関連づけた取り組みとすることで、くるみん認定制度自体の周知が図られる効果も期待できると考えています。

いずれの制度につきましても、仕事と子育て、家庭の両立を含めた労働条件の向上につながるものであり、女性の就労支援にとって有効な制度であることから、取り組み状況について引き続き注目していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） 浜田和子議員さんの病児・病後児保育についての御質問にお答えをいたします。

現在、病児保育事業のうち、後免野田保育園で南国市内での保育認定を受けている児童を対象に病後児対応型を、大篠保育園で同施設を利用している児童を対象に体調不良時対応型を実

施しております。体調不良時対応型は、保育中に熱を出すなど体調不良となった児童について保護者が迎えに来るまでの間、安静な場所で緊急的な対応を行っております。

御質問にあります利用状況についてですが、保護者が迎えに来るまでの一時的な措置のため、また事業所実施施設内での対応になるため、対象になる全ての児童について対応ができております。しかしながら、後免野田保育園で実施をしております病後児対応型については、感染のおそれのない回復期からの利用であること、診断書が必要であること、また後免野田保育園利用者以外の方が利用しにくいなどの理由により、利用人数は少ない状況です。骨折、ヘルニア、気管支炎、扁桃腺の手術後などに活用されております。

また、保育所内での病児保育事業は症状別による保育室の確保や、医師との円滑な連携、ほかの在園児への感染のおそれなど、事業を実施していく上での制約が多いのが実情であります。

本来は、幼少期の子供が病気になった場合、保護者が気軽に仕事を休めることが当たり前の社会をつくっていくことが必要であると思っておりますが、今の日本ではまだまだ難しいシステムであります。現状、核家族化が進み、祖父母などが同居していない、もしくは近隣にいない世帯がふえてきており、また祖父母も就労しているなど、子供の病気の際に見てくれる親族がいない世帯が多くなってきております。女性の就労支援の観点からも制約の多い保育所だけでなく、今後は保育室を確保できる医療機関などでの病児保育事業実施に向け、関係機関との調整に取り組むことを検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 消防長。

〔消防長 小松和英君登壇〕

○消防長（小松和英君） 浜田和子議員さんの消防団の公務災害補償についての御質問にお答えをいたします。

まず、団員さんが火災や災害等に出動中交通事故で負傷等をした場合は、消防車、私有車を問わず消防組織法に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金から補償がなされます。

次に、相手方がいる場合の対人・対物に対する補償ですが、消防車の場合、市が加入している全国市有物件災害共済会から補償されることとなります。

お尋ねの団員さんが私有車で消防屯所や災害現場へ向かう途中の事故については、市職員が私有車を使って公務をしたときと同じく、その私有車両の保険で対応していただくこととなります。公務災害補償等基金には、自動車等損害見舞金支給制度があり、車両の修理に対して見舞金が支給されますが、最高額が10万円となっております。県内では過去14年間に12件の支給

事例があります。私の知る限り、南国市において団員さんが出動時に私有車で事故を起こした事例はありませんが、今後団員さんにはさらに道路交通法を遵守することをお願いするとともに、安全に現場に到着しないと消防団活動ができないということ、また見舞金の制度があるということも周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 平山副市長。

〔副市長 平山耕三君登壇〕

○副市長（平山耕三君） 浜田和子議員さんの工事監査についての御質問にお答えいたします。

浜田議員さん御質問の工事監査は、市の事務事業執行にかかわる工事につきまして、計画、設計、施工などの各段階におきまして技術面から当該工事が適切に行われているか、を主眼として実施される監査についておっしゃっていると思います。この工事監査につきましては、地方監査実務提要の中に、工事監査は法第199条第1項の定期監査及び継続工事施工中の工事も対象とすることから、法第199条第5項の随時監査の規定も根拠として実施すべきであると考えられるとの記載があり、地方自治法第199条第6項によります市長の要求による監査ということではなく、定期監査及び随時監査により監査委員さんが判断し、監査できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 監査委員事務局長。

〔監査委員事務局長 細川千秋君登壇〕

○監査委員事務局長（細川千秋君） 浜田和子議員の御質問にお答えいたします。

監査委員指摘によります改善点についてでございますが、1つ目として、長年指摘してまいりました給食費の取り扱いについて、学校現場の努力により平成26年度から原則全小学校で口座振替となったことです。給食費は市の公金ではありませんが、児童が現金を学校に持っていき、また教職員が集金した現金を預かっておくということがなくなり、紛失、盗難などの心配がなくなると同時に、教職員本来の業務時間の確保ができたものと考えます。

2つ目として、今議会に提出しております決算審査意見書にも記載しておりますが、収入未済金の減少がございます。できるだけ滞納にならないよう現年度分での徴収に力を入れるようにと繰り返し指摘してまいりました。税務課を初めとする原課の努力のたまものでありますが、年々減少しており、平成20年度末は一般会計、特別会計合計で12億8,500万円以上であったものが、27年度末では約7億2,300万円になっております。ただ、減少したとはいえ、7億円以

上の未収金がありますので、租税債権管理機構とも連携し、さらなる減少に努めていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、工事監査についてですが、御指摘のように、現在、工事については監査がなされていない状況です。専門の技術職員がいないということも大きな点ですが、高知市では外部に委託して毎年2件ほど監査しており、今年度の委託料は16万1,000円であったとお聞きしております。監査の対象としましては、土木、建設、設備の改修、維持管理等の工事や、工事に伴う設計、調査、工事監理委託等が考えられます。

副市長の答弁にもございましたが、監査委員の判断により実施できるものですので、監査委員にも提案し、今後検討していただきたいと思いますと考えます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

市長より、行政の透明性について何点か、市民の声をきっちり聞く、行政としての説明責任を果たしていく等々述べていただきましたが、しっかりとこれが履行されることを望んでおります。

今東京都のほうでは、都の説明が実ほうそだったというようなことが表にあったりもします。南国市では絶対そんなことがあったとは思いません、ないと思いますが。人々はそういうニュースがあるとまたいろんな面で見るとか思いますので、説明責任のほうはしっかりと果たしていただきたいとお願いをさせていただきたいと思います。

それから、TPPの対応でございますけれども、私は素人ですので、南国市って何を売り出したらいかなあって考えたの、米かしら、シシトウかしら、シャモかしらというような、そんな思いがしたんですけど、課長からは、還元野菜だとかスイーツだとかそういう品目が出てまいりましたけれども。これは南国市として、南国市ならではの品目というものを生み出していくというようなことも含めて検討していく必要があるかなあとと思いますので、今後の取り組み、どのようにされていくのかをもう一度お伺いをさせていただきたいと思います。

それと、くるみんの認定でございますけれども、なかなかくるみん認定の場合は男性労働者のうち育児休業等を取得した者が1人以上いることとか、女性労働者の育児休業等取得率が75%以上である、3歳から小学校就学前の子を育てる労働者については育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度を講じているなどたくさん項目がありまして、ハードルが大変高いかなあというふう

にと思いますが、高知県の場合は非常にこれに近いようなこともなさってる企業があります。

例えば、ニッポン高度紙工業なんかでは、この法を上回る育児短時間勤務制度、随分前からやってると思います。また、半日単位で取得できる有給休暇、また育児休業、介護休業中に所定内賃金の20%を会社が支給していますし、介護休業制度も法律を1年上回って取得することができるといった支援策をとってるわけです。

南国市の企業でも企業名は言いませんけれども、妻の出産時に取得できる特別休暇制度が3日間あるというような、建設会社ですけれども、そういうところもあつたりします。男性ですからね、建設会社とか。そういうところもあります。

これ労働局のホームページからも私は見るわけですけれども、南国市として、この南国市の企業がどのような努力をされているかということ南国市のホームページから見れるというような、そういう方法をとっていただけるといいかなあというふうには思います。その点どうなされるのかということ、ちょっとお伺いをしたいと思います。

次の、病児・病後児ですけれども、他市から南国市へ転入された方から、南国市はこのことについては大変におくれていて困っていますというお声を再々いただいております。保育併設の場合も、もう少し充実をされて人数枠があるということと、それから利用しやすく、後免野田だけですからなかなか。

それと、これは仕方ないですけれども、医師の所見が要ったりとか、なかなか使い勝手は悪いと思うんです。これ病院併設を一つつくられるとすごく使い勝手がいいかなあと、大篠かいわいに一つできると目立ちますし、周知もできますから。南国市にはそういう施設があるってことを市民の皆様が知ってくださるかなあというふうにも思いますけども、そのことに対する課長の御見解をお伺いしたいと思います。

消防団の公務災害のことですけれども、あつてはならないことですが、万が一あった場合は結局は自己責任となり、見舞金だけの、おっしゃらなかったけども10万円が限度ですよ、車両に対しての。人身事故を起こした場合は、自分の入ってる保険でやりなさいということになると思います。

今回は、一応消防団員の出勤手当というのが今回の議案に出てますけれども、3,500円から5,000円に増額するというのも載ってて、団に対しての支援を強めた感じはするんですけども、この出勤手当っていうのも結局は団活動に使われて、個人はやっぱりボランティアになってるんじゃないかというふうにも認識をするんですけれども。そうした場合には、正規の公務員っていうのは所得が一定、安定していますけれども、準公務員のこの消防団員は収入がみんな

なまちまちです。だから、個人で任意保険へ入っているのに、どこまでの補償のものに加入しているのかっていうことはわかりづらいわけです。

ないと思いますけども、あった場合に補償が低かったりした場合、結局困ることにもなるわけです。だから、そういう意味では消防団員さんには全員手厚い任意保険に入っていただくということを前提として、この任意保険加入に対して南国市が一部助成をすることによって、保険料を少ない額でも上乘せしてあげることによって、最高の保険に加入することを義務づけていくということがないと、万が一あった場合には大変個人としては難しい場合もあるんじゃないかと。そうでなかったら、現在のこの共済の保険に対して、これもやりなさいっていうふうなことを働きかけするしかないわけですので。南国市としては消防団、本当に大切にしていかなければならない存在だと思いますので、少しでも任意保険の負担が軽くなることでもやってあげることによって、これがクリアできるかなあと。そうでなかったら先輩の人が若い人を消防団に来なさい、来なさいと言って加入をした場合に、ちょっと心配であるというお声も聞きますので、ぜひその辺をやっていただければどうかなあというふうに思っているところですけど、その所見についても消防長のほうからお答えいただきたいと思います。

監査委員さん、活躍したことまだまだたくさんあると思いますが、公表していただきましてありがとうございます。市民の皆様も南国市の監査がどう頑張っているかという参考になると思います。ありがとうございました。

工事監査の項目ということでお伺いいたしましたら、そういうふうにお答えになります。私橋梁とか水道管の布設工事なんかもあるのかなあとかというふうにも思ったりもしたんですけども、街路樹の剪定なんかもどうかなあとか、やってるところもあるかなあというふうにも项目的には思ったところですよ。これが金額的には16万1,000円、高知市でっていうことは、そんな多額な金額でもないですので、随時監査ということになるろうかとも思いますけれども、やっていただけたら市民目線にもいいかなあというふうにも思います。既に庁舎の耐震改修とか14基の避難タワーとか上下水道局もできましたし、こういうものはできなかったということになってしまうかもしれませんが、間に合うものもありますけど、これからはないことはないですから、随時その場合には監査をやっていただけたらいいかなあと思います。

副市長の御見解もお伺いいたしまして納得をいたしました。

もう一点副市長にお聞きをしたいんですけども、この監査の項目を今局長のほうからありましたけれども、入札に関することっていうのは監査には入らないんですか。その辺もお聞きしておきたいかなあというふうに思います。

以上、何点かお伺いしましたのでお答え願いたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（村田 功君） 浜田議員の2問目にお答えいたします。

輸出品目は、本市ならではの品目を検討すべきという御質問です。

議員からは、米、シシトウ、シャモが挙げられましたが、品目の中には農協、系統出荷等のロットの確実性等で有利性が見込まれるものもあろうかと思えます。これらを含めて先進事例を参考に関係機関と協議を進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高君） 浜田議員さんの2問目にお答えさせていただきたいと思えます。

職場環境の改善等に取り組んでいる企業の紹介を南国市のホームページ等でもしたらどうかという御質問に対して、女性の就業に配慮した取り組みをしている企業さんの話は聞くことができますが、まだ多くの部分把握できてないところがありますので、労働局等からも情報をいただきながらにはなるかと思えますが、情報収集も含めて取り組み状況についての紹介については検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香君） 2問目にお答えいたします。

感染症の種類ごとに部屋を別々にしなければならないことなどで、保育室の確保が必要となります。浜田議員さんからの御提案がありましたように大篠地区、また保護者が利用しやすい場所で、国の補助整備費用も増額となりましたが、今ある資源で何かこの病児保育の実施を進めていけないかということを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 消防長。

○消防長（小松和英君） 浜田議員さんの2問目にお答えいたします。

十分な上乗せ保険を掛けて、その一部を助成ということですが、現状ではなかなか難しいかと思えます。が、しかし、先ほど言われましたように入団を誘った先輩団員さんのお気持ちというのは非常によくわかりますので、他自治体等の状況も参考にしながら検討したいと思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 平山副市長。

○副市長（平山耕三君） 浜田議員さんの入札についてということでございますが、監査につきましてはどこまでどのようにやるかということは、あくまで監査委員さんの判断であるというふうには思います。ただ、その監査の対象としまして当然市の業務でございますので、入札も含まれると私は思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） 本当に前向きな御答弁が幾つかありましたので、ありがたいと思います。

T P Pですけれども、農林水産業の成長産業化を進めると、政府のほうでも今後しっかりとこれを後押ししていくということで、戦略的輸出体制の整備とか農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備っていうのを、この秋をめどに具体的な内容も詰めていくということです。しっかりと対応していただければうれしいと思います。

それから、ぜひ就業の会社のことですけれども、くるみにしろ県のことにして、そういう内容がどういうものがあるかっていうことの周知という意味でも、絶対南国市としてのホームページないしインターネットでわかるような感じにするということは大変大事だと思います。求職者とか就活の学生にとっては、その判断材料にすごくなるわけです。こっちがいいかなあとか選んでみたら、自分の生活状況からいったらこんな子育て支援やってくれてる会社がこっちにあったってことを後で知ったら、ばっさりっていう思いもしますので、できるだけそういうことも開示していただいたら、そのところが市民にとっては一番のメリットかなと思いますので、ぜひ実現するようにお願いをしたいと思います。

それから、病児・病後児保育できたらいいかなあとと思いますので、ぜひ前向きによろしくお願いをいたします。

工事監査につきましては、いろいろ教えていただきまして本当にありがとうございました。これは、一番初めに市長に行政の透明性についてお伺いをいたしました。この工事監査を行うということは、その観点からも非常に大切なことと思われ。何といたしても高知県の副県都市でございますので、南国市の体制としてぜひ工事監査、随時でもやっていただけたらと思いますので、監査事務局のほうでよろしくお願いをしたいと思います。

お願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 21番今西忠良君。

[21番 今西忠良君登壇]

○21番（今西忠良君） 御苦労さまです。第392回の市議会定例会に通告をしました私の一般質問は3項目であります。以下、順次質問を行いますので、答弁のほうをよろしくお願いをいたします。

まず1項めの公共交通の課題等についてであります。

日ごろ市民の公共交通による移動の手段の確保や交通空白エリアの解消など、市当局におかれましては、さまざまな角度で日々御尽力をいただいておりますことに感謝と敬意を表したいと思えます。

御存じのように、鉄道や電車、バス、ハイヤータクシーなどの交通産業は、大都市圏への集中化や超少子・高齢社会、さらにはマイカーの普及、雇用情勢の変化などによって、利用者の減少に歯どめがかからない現状で推移をしております。特に規制緩和により地方を中心に不採算路線の休廃止が急速に進んで、ますます利便性を失うものとなっております。全国の交通の空白地域は、ほぼ九州の面積に匹敵すると言われておりまして、3万6,433平方キロにも及び、これは日本の可住面積の31%にもなるわけでございます。また、マイカーを持たずに公共交通も利用できない買い物難民と呼ばれる人々が、もう既に700万人も超える状況にもなっております。地域の公共交通の維持、活性化は年々重要な課題となっておりますことも事実であります。昨日、西川議員の質問でも明らかにもなりました。松木課長のほうより買い物弱者に対する諸施策の答弁もありましたし、行政としてさらなる御努力をお願いをするところでもあります。

路線バスや路面電車などの生活に身近な公共交通機関は、安全で快適な生活を送る上で欠かすことのできない社会インフラの一つですが、人口減少やモータリゼーションの進展等により地方の公共交通を取り巻く環境は、先ほども申しましたように大変厳しさを増しているというのが実情でございます。公共交通の経営が厳しい地域での事業者の負担はもとより、路線維持を支援をする地方公共団体の負担も大きくなっており、そのことがまたさらなる路線の減便・廃止につながり、あるいはサービスの低下を招くなど、住民生活や経済活動にも影響を及ぼしております。こうした状況を受け、地方の公共交通についての国の方針は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正趣旨に見られるように、公共交通を民間事業者任せきりであった従来の枠組みから脱却をし、地方公共団体が積極的に関与する必要があるという方向に転じてきました。今後は、地域の公共交通の維持、存続にこれまで以上に行政のかかわりが求められる流れになってまいりました。移動の手段の確保、何といたっても福祉の増進に資する、

そして公共の福祉の観点に立って公共団体がそうした役割を今後担って進んでいくことが求められようと思います。

そこで、南国市の公共交通の現状と、今後果たしていくべく役割等についてお聞かせをください。

次に、とさでん交通についてお尋ねをいたします。

平成26年10月1日に土佐電気鉄道株式会社と高知県交通株式会社が経営統合して、とさでん交通株式会社が発足をして丸2年になろうとしております。統合に当たり、土佐電鉄と県交通は長年の経営不振により両社とも実質的に債務超過の状態にあり、累積債務は2013年度末で合計で約75億円ありました。今回の新会社設立に対して金融機関から最大28億円の債権放棄を受けるとともに、県及び沿線の12市町村より10億円の出資を受け、財務体質が強化をされてきたところであります。今後も経費削減や資産処分により債務の圧縮が行われ、資金繰りの改善が見込まれることから、安定的な財務運営に努力をされていると思います。再生計画におきましても統合3年目には単年度黒字に転じるとされていますが、計画達成には増収やコスト削減とバス等の事業への取り組みが大きな鍵になろうかと思っております。

中央地域における路線バスと路面電車が自動車などを含む移動手段全体に占める割合は2%程度ですけれども、そうした中でも路線バスの輸送人員は年2ないし3%のペースで減少しているのが現実であります。再生計画においては、利便性の向上によって利用者の減少率を2%程度に抑えるということを目指しており、県民目線による利用促進対策等による潜在的な需要を掘り起こしながら増収を図るとともに、統合のメリットを生かした経費削減やさまざまな施策で今取り組みを進めておるところであります。

そこで質問ですが、出資株主としての経営への参画と提言、監視チェック機能、さらにはモニタリング会議、そして中央地域公共交通改善協議会での会議の内容や、その進捗状況について、まずお聞かせください。

そして、統合丸2年を迎えました。10月には旧高知県交通の一宮基地からの撤退も決まっておりますし、同時にダイヤ改正も10月からスタートします。統合3年目、来年になるわけですけれども、黒字化への展望、そして中央エリアでの基地というのが非常に重要視もされておりますし、高知中央エリアにおけるターミナルの整備構想についてはどのように進んでいるのかもあわせてお聞かせをください。

2項めの子供を取り巻く厳しい環境について、まず子供の貧困対策についてお伺いをいたします。

高知県や南国市の未来を支えていくのは、今を生きる子供たちです。その子供たちが自分の可能性を信じて頑張れば、夢に向かって未来を切り開いていけるようにするのが大切であろうと思います。しかしながら、現実には子供たちの将来が生まれ育った家庭の事情などによって左右されてしまう場合も少なくありません。日本における子供の貧困率は16.3%、およそ6人に1人が貧困の連鎖を通じて、その将来が閉ざされてしまいかねないという大変厳しい状況にあります。さらに本県では、就学援助率やひとり親家庭の比率などが全国平均と比べると大きく上回っていますので、厳しい経済状況にある子供の割合は全国よりも高いことが推測をされます。

子供の貧困の課題は、ただ単にお金がないから物が買えないということにとどまらず、学力面や健康面への影響、さらには大人になってからも貧困であるリスクが高まるなど、本人はもとより社会全体にも大きな損失となることが懸念をされています。子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、社会全体で子供たちの成長を支えていかなければなりません。

厳しい環境にある子供たちに対して特に重要だと感じるのは、就学前教育での対応にもあろうかと思います。まだ幼い子供たちにとって保育所や幼稚園などは、友達や保育士さんたちとの毎日の出会い、安心をして楽しむことのできる場所です。子育てに頑張る保護者にとっても、保育士さんと何げない会話や子育てに対する励ましや支えが本当に助けになるだろうと思います。乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に学びの基礎をつくることで、小学校や中学校以降の教育にもつながってまいると思います。保育所や幼稚園などを誰もが利用しやすく、保育士の方々が余裕を持って子供たちと接することができるようになれば、貧困による子供たちの影響はまたかなり軽減できるのではないかと感じております。

また、厳しい環境にある子供たちへの支援については、それぞれの家庭によって原因や状況も多岐にわたっております。その実態が見えにくいことも課題の一つであります。今後取り組みを進めるためにも、子供の置かれている環境の実態を適切に把握をした上で取り組みを進めることが大変重要だと思います。生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域の社会の見守り機能の低下などを背景に、県内でも学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった困難な状況に直面している子供たちがいます。

また、厳しい現実として、家庭の経済状況と子供たちの学力との間に一定の相関関係があるとする大学の調査分析結果も出されているところであります。こうした厳しい環境にある子供

たちの将来が閉ざされることのないよう、教育分野では貧困の世代間連鎖を教育の力によって断ち切ることを目指し、取り組みを強化していかなければならないと考えます。就学前の子供たちへの支援については、保護者の方々に子供を育てる力を高めていただきながら、就学後は子供たちの学習機会の確保や放課後などにおける学習支援、さまざまな取り組みの強化が求められると思います。

子供の貧困対策推進法の成立、そして子供の貧困対策の大綱が決定をされて2年になるわけですけれども、この法の第1条目的では、この法律は子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成をされる環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子供の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子供の貧困対策を総合的に推進すること、とこう第1条ではうたわれてますし、第2条については、子供の貧困対策は、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、講ずることにより推進されなければならない。2の項では、子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもとに、関連分野における総合的な取り組みとして行わなければならないとされております。

そこで質問なんですけれども、南国市における貧困の実態や現状をどのように今把握をされ、受けとめているのかお聞かせをください。

そして、法と推進計画や大綱に基づいてどのように取り組まれ、今進んでいるのかお尋ねをいたします。

次に、体力向上、健康調査についてお伺いをいたします。

昨年12月に全国体力・運動能力、運動習慣等の調査の結果が、スポーツ庁及び県教育委員会から公表されました。本県の状況は、体力の合計点が小学校の男女とも全国平均を上回り、中学校も全国水準に近づいてきているなど、子供たちの体力はおおむね上昇傾向にあると言えます。調査が開始をされた平成20年度には、全国の最低水準という結果が出されたことで、大変危惧をしたり心配をしていましたけれども、徐々に改善されている状況が続いていることは一定評価されるものだとも思います。しかし、まだまだ全国的に体力や運動能力が高いとは言えず、さらに体力を高めるためには改善をしていくべき課題があると思います。子供たちの体力、運動能力の向上や運動・スポーツに対する意識の高まりは、将来のスポーツ活動の土台となるものであり、大変重要だと考えられます。

今、リオデジャネイロのパラリンピックが開かれています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国を挙げて県も含めてさまざまな取り組みが進められておりますし、本県においても競技力の向上、生涯スポーツの充実などにつなげるためには、子供たちのさらなる体力向上に向けた取り組みと、スポーツに対する関心を高める施策の強化も必要ではないでしょうか。本県、本市の状況と今後の改善すべき課題と取り組みについてお聞かせください。

次に、学校保健法施行規則の一部改正により、2016年4月より内科検診における四肢の状態及び発育並びに運動機能に注意をして検査をすることが始まったようです。四肢の状態については、学業を行うのに支障がある疾病及び異常の有無等を確認することとされておりますが、内科医が専門医ではないこと、児童・生徒の健康診断マニュアルに保健調査票の例がありまして、多くの学校が全校児童・生徒を対象に事前保健調査を行っているようであります。その結果、保健調査票の回収やチェックをするために教職員が土曜、日曜にも出勤をしたことや、学校医から専門医でないので、保護者が子供たちのことを痛むあるいはできない等にチェックをしたら、全て専門医受診とすると言われたなど、保護者からも、どこがどのようにだめなのかわからないというような声が出てきたようであります。こうしたことで学校現場に一部混乱も来しているようにお聞きもしました。

この調査における問題点と今後の対応についてお聞かせください。

最後に、市の庁舎管理についてお尋ねをいたします。

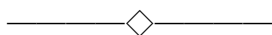
市庁舎は、懸案でありました耐震改修とリフォーム工事も無事に完了して、昨年4月に新しく生まれ変わりました。その地下1階の第3会議室の隣に一般社団法人南国市土地開発機構のネームの入った事務所だと思われそうですが、入居をしております。入居に至った経緯や契約等、そして庁舎管理上の問題は発生をしないのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時45分 休憩



午後1時 再開

○議長（西岡照夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今西議員に対する答弁を求めます。企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） 今西議員からの公共交通についての御質問にお答えをいたします。

地方における公共交通を取り巻く環境は、人口減少や自家用車の普及等によりまして利用者の減少に歯どめがかからず、路線の廃止や運行本数の削減によりまして利便性が低下し、これがさらなる利用者離れを招くという負の連鎖に陥っております。一方で、公共交通を必要とするいわゆる交通弱者は増加をしており、買い物や通院などのための移動手段として公共交通の役割は重要性を大変増しております。公共交通への行政のかかわりや責任は強く求められておりまして、行政としても強く認識をしております。

本市を含む高知県中央地域の公共交通の環境につきましては、議員のほうからも説明がありましたとおり、全国的な傾向と同様、大変厳しい状況にあります。そこで、長年にわたって中央地域の持続可能な公共交通の維持に向けて議論が重ねられ、平成26年10月、土佐電気鉄道と高知県交通の2社を統合して、新会社とさでん交通株式会社が設立をされました。設立に際しましては、県及び関係12市町村により10億円の出資を行い、うち本市は6,180万円の出資を行ったところでございます。この新会社の設立に際しまして、会社から事業再生計画が示され、今後バス路線の再構築等による効率化や利便性の向上などにより、設立3年目において当期純利益の黒字化が計画をされております。

とさでん交通に対する出資株主としての責任につきましては、まず経営面におきましては、会社はあくまで独立した企業体でございまして、その経営は企業の自助努力により行われることが原則であると考えております。ただし、出資者である県及び関係市町村は、出資株主として株主総会の場において会社の経営に関する重要事項の決定へ参画することや、公益性が高く維持すべき地域生活路線を将来にわたって維持していくという責任を担っております。

また、とさでん交通の経営状況の監視ということでございますけれども、四半期ごと出資者の県及び関係市町村の出席のもとモニタリング会議が開催され、経営状況についてのチェックを行っております。本年6月に行われましたモニタリング会議では、2015年度の業績報告があり、とさでんトラベルとの合算ではございますけれども1億5,200万円の単年度黒字となり、事業再生計画を上回ったことが報告をされました。さらに、本年9月のモニタリング会議におきましても、4月から6月の第1四半期におきまして事業再生計画どおり推移していることが報告されました。軽油単価が安く推移しているということなど外的な要因もございまして、計画どおり経営改善がされているとの報告でありました。今後につきましても事業再生計画に定められた設立3年目の黒字化に向け、会社の経営状況について監視を続けてまいります。

中央地域におけるバス路線の再編につきましては、中央地域公共交通改善協議会におきまし

て協議を進めております。路線の再編につきましては、平成28年10月、29年10月、平成30年10月と3段階で路線の再編を進めることとしております。本年10月の再編では、高知市内を中心に関係者と協議が進んでいる一部路線の再編や系統の集約のほか、一宮基地の棧橋本社への集約を計画をしております。

また、御質問にございました高知市中央エリアにおけるターミナル整備につきましては、高知市におきまして、中心市街地における中央バスターミナル整備の可能性が高い4つの候補地につきまして詳細な検討、分析を行った結果、現時点においては中心部における一極集中型の大規模な中央バスターミナルの設置は困難との結論に達しております。当面は高知駅、県庁前、とさでん本社、はりまや橋観光ターミナルの東西南北の4拠点を活用した分散型によるターミナルの機能を強化するというにしております。

本年10月の再編による本市への影響は特にございませんけれども、今後段階的な再編によりまして、市内を走る複数市町村にまたがる幹線系統のバス路線の再編が見込まれておりまして、市内の公共交通への影響は少なからずあると思われれます。本市としましては、出資株主としてとさでん交通の経営改善は命題としておりますので、重複する路線の再編による公共交通の効率化につきましては推進する立場ではありますけれども、再編に伴う市民の足への影響については敏感になって、中央地域公共交通改善協議会の場において本市の立場を申し述べていきたいと考えております。

本市では、20年先を見据えた立地適正化計画を現在策定中であります。この計画との整合性も図りながら、公共交通のあるべき姿について南国市地域公共交通会議で協議を進め、地域住民の移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 中村俊一君登壇〕

○福祉事務所長（中村俊一君） 今西議員から子供の貧困対策についてのお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

国は、平成25年度国民生活基礎調査に基づき、平成24年時点での相対的貧困率を16.1%、子供の貧困率を16.3%としておりますが、大人が一人の子供がいる現役世帯の貧困率は54.6%で、OECD34カ国中33位と深刻な結果となっております。

また、高知県では生活保護世帯や児童養護施設、ひとり親世帯の子供たちが18歳以下の子供たちに対する割合を試算したところ、全国の8.0%に対し、高知県では12.4%と厳しい状況に

あることがうかがわれます。

国は、子供の貧困対策の推進に関する法律を平成25年6月26日に公布し、26年1月17日施行でございます。また、子供の貧困対策に関する大綱を平成26年8月29日に閣議決定いたしました。議員さんがおっしゃいました法第2条の理念でございますように、国及び地方公共団体の関係機関、相互の密接な連携のもとに関連分野における総合的な取り組みとして行わなければならないと規定されております。この法自体に基づく事業は特にございませんが、内閣府所管のもと厚生労働省や文部科学省の施策を連携させることとして列記されております。

市役所でいいますと、教育委員会はもとより、市長部局で申しますと、母子保健に携わる保健福祉センター、保育所・幼稚園・ひとり親福祉にかかわる子育て支援課、そして生活保護・生活困窮者・児童虐待にかかわる福祉事務所などが関連してまいります。

家庭や保護者に対する支援としまして、平成28年度から新たに妊娠期からの切れ目のない支援ということで、子育て世代包括支援センターの設置及び母子保健コーディネーターが配置されております。また、児童虐待防止対策コーディネーターも配置をいたしました。そのほか生活困窮者自立支援事業におきまして、就労準備支援事業、家計相談支援事業を追加して実施しております。また、児童扶養手当におきまして、第2子以降の加算額が増額をされております。

児童・生徒に対する支援としては、平成28年度から新たに子供の学習支援事業におきまして、高校中退防止の取り組みや訪問活動を実施しております。教育委員会の施策については、また別途お答えをいたします。

次に、国の平成27年度補正予算では、子供の未来応援地域ネットワーク事業、地域子供の未来応援交付金が創設されました。その内容は、1実態調査、2資源量の把握、整備計画策定、3コーディネーターの位置づけを含む具体的な体制整備、4地域資源を生かした先行的なモデル事業の実施となっております。県は、この交付金を活用して子供の生活実態調査を平成28年度中に実施することとしており、調査結果は市町村にも提供される予定でございます。

市といたしましては、調査結果の提供を受けた後に整備計画策定等の検討をしていくこととなりますが、本年度は県が実施する高知県地域コーディネーター養成研修を福祉事務所職員及び社協の職員が受講する予定でございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 今西議員さんの子供を取り巻く厳しい環境、子供の貧困対策についての御質問にお答えいたします。

南国市の小中学校における準要保護、要保護の児童の割合は、平成24年度では14.2%であったのに対し、平成28年度では16.5%。同じく生徒の割合は、平成24年度では18.3%であったのに対し、平成28年度では22.2%と小学生・中学生ともに増加をしているところでございます。さらに、20%を超える準要保護、要保護児童生徒が在籍する小学校・中学校も、平成24年度では17校中5校であったのに対し、平成28年度では8校に増加しており、現在の厳しい家庭環境に置かれている児童生徒の実態をあらわしているのと同時に、今後も厳しい家庭環境に置かれている児童生徒がふえてくるものと思われまます。

このような状況を踏まえまして、南国市としましては、幼児、児童生徒の保育、教育が果たす役割が重要であることはもちろん、学習機会の確保や学習支援の強化やあり方の工夫を図ることで、家庭の経済状況の厳しさや貧困の世代間連鎖を何としても断ち切っていくと考えておるところでございます。

また、教育委員会といたしましても、南国市教育振興基本計画をもとに自己点検等を行い、総合教育会議へも報告をいたしているところでございます。現在も南国市教育振興基本計画の部分改訂を行っていますが、厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることに焦点を当て、PDCAサイクルにより取り組み、検証を行ってまいります。

具体的な学習機会の確保や学習支援の強化でございますが、学習のつまずきに早期に対応し、きめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うための放課後子ども教室、さらには学習支援員の充実を考えておるところでございます。

次に、保護者や児童生徒の悩みへの対応としましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置してございます。スクールカウンセラーは県費での配置でございますが、現在南国市で7名配置することができております。スクールソーシャルワーカーは南国市費での配置でございますが、現在3名配置をすることができております。学校、家庭、児童生徒を支援していく人的環境としましては、その専門性の向上とともに、環境整備や人的拡充の検討もさらにしているところでございます。

子供の貧困対策につきましては、今後も可能な限り対応を模索してまいりたいと考えております。

以下、教育次長より御答弁申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 教育長に引き続きまして、今西議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、体力調査における本県の状況といたしましては、小学校男女ともに全国平均を初めて上回り、中学校男子もほぼ全国平均に達しております。

本市の状況といたしましては、小学校、中学校男女ともに全国と比較しても体力の合計点はプラス2ポイントから3ポイント上回る結果となっており、全体的な傾向としては高知県はもとより、全国と比べても高い結果となっております。しかし、部分的に見てみますと、特に中学生では短距離・長距離の得点が全国よりも低くなっており、中学生女子の持久走ともなりますと、全国からマイナス4ポイントと大きく下回っております。また、運動部活動所属割合を見ますと、中学生男子は全国の66.6%に対し54.4%、女子は全国の57%に対し43.8%と大きく開きがあります。

このような状況から、特に南国市として今後の改善点は、まず1つ目は、小学校時の運動に対する興味・関心や能力の高さを中学校にどうつなげていくか。2つ目に、中学校でどのように力を積み上げていくのか。3つ目に、特に走る力の向上や体力向上をどのように図っていくかではないかと考えております。

次に、平成28年4月の学校保健法施行規則の一部改正に伴いまして、このたび内科検診の項目に脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態が追加されたこととございます。

そこで、追加されたことによる課題と問題点としましては、まず学校医によっては専門外ということで対応が難しいということと、その後整形外科受診に至る児童生徒は限りなく少ないということです。

次に、特に大規模校では一人一人検診にかかる時間が限られ、より確実・正確な検査が難しくかったり、反対に、保健調査票で整形外科の項目にチェックがあった児童生徒について、学校医に伝え丁寧な説明を受けることはできたものの、時間が例年以上にかかったりしたことです。

また、現在各家庭で保健調査票のチェック方法に準じて確かめ、チェックの入ったところを内科検診時に学校医に診ていただくわけですが、各家庭で確実にチェックできているかどうかを学校といたしましても確認することが難しい状況があります。

いずれにいたしましても、成長期の子供の四肢、両手両足のことですが、四肢については定期検診でのチェックが難しい状況がありますので、御家庭やかかりつけ医等との連携を行うこ

とにより、健康面の配慮を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 今西議員さんの市の庁舎管理についての御質問にお答えいたします。

一般社団法人南国市土地開発機構の設立及び庁舎入居に至った経緯についてでございますが、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区から本市に、本市の地域振興、地域貢献に積極的に取り組んでいきたいとの話があり、平成24年度に最初の意見交換会を持ちました。それ以降、毎年、年1回南国市のまちづくりや空き家対策を初めとするいろいろな行政課題等につきまして、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区と意見交換を開催し、これまでさまざまな意見や提案をいただいております。

こうした中、東日本大震災以降、特に平成25年11月のあけぼの街道の全線開通以来、本市に進出したい企業も多くなり、本市といたしましても第4次南国市総合計画に「民間による開発について、本市の長期的・有効的な土地利用を勘案しながら支援していきます。」と明記していますように、民間の地区計画などの手法により企業団地開発を支援するなどして積極的に企業誘致を図ってまいりたいことから、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会の持っている土地についての情報提供や、用地交渉のノウハウ等について御協力をいただきたいと思いますと考えておりました。

また、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区としても個人個人として協力するのではなく、協会として本市に協力したいとのことであったため、お互い情報の交換がスムーズに行えるよう、そして共同でやっていければと、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会南国地区のメンバーが中心となって、一般社団法人南国市土地開発機構を立ち上げたと同っております。

そしてその後、本市主体となって行う企業団地や住宅団地の開発に係る適地調査業務及び建設事業の用地相談業務などをサポートしていただき、事業が円滑に行えるようにすることを目的といたしまして、平成28年2月24日に一般社団法人南国市土地開発機構と土地利用に関する企画相談業務の実施に関して業務委託契約を締結いたしました。

そして、本市の行う事業について、いつでも手軽に相談や協議が行えるようにするため、庁舎の地下第2会議室を市の委託業務を行うための執務室として使用しております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 西山明彦君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 今西議員さんの市の庁舎管理の御質問の中で、庁舎地下の第2会議室の使用について庁舎管理の面からどうかという御質問でしたけれども、先ほど都市整備課長から経過などについてお答えいたしましたけれども、地下の第2会議室につきましては、今後の本市の土地利用などに関する課題を円滑に進めるため、都市整備課など市が行う業務について一般社団法人南国市土地開発機構と業務委託契約を締結して、より専門的な立場から市をサポートしていただき、企画相談業務を実施していただいております。したがって、庁舎管理上は先ほど都市整備課長からもお答えいたしましたとおり、都市整備課等の部署が土地利用等に係る業務を行う執務室という位置づけであります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 21番今西忠良君。

○21番（今西忠良君） 教育長を初め、それぞれ関係課長から御答弁をいただきました。少し再質問をさせていただきたいと思います。

公共交通の関係については、松木企画課長のほうから詳しく答弁をいただきました。公共交通は、生活者の権利保障や福祉の観点に立つことが不可欠だと思いますし、人口減少や高齢化の中で高知県を取り巻く、南国市を取り巻く状況も非常に厳しいわけですが、そうした中で利便性の向上を図りながら利用促進策、潜在的な需要を掘り起こすということで、統合のメリットを生かした単年度黒字も先ほどお答えがありましたように、モニタリング会議等の中で順調に予定どおり推移をしてるという答弁をいただきましたし、3年後というのは来年になるわけですが、一応再建計画の中で経営目標になる3年目の黒字化という一つ展望が見えてきたという答弁だったと思います。

反面、3年後黒字という一つの経営目標の枠の中でずっと今日まで動いてきたと思いますし、逆に低床車やバリアフリーの問題、さらには設備投資など、利便性の向上に投資が抑制がかかっている部分の懸念も若干あるわけです。移動権を保障するに、特に道路の関係では命の道として交通あるいは防災対策も含めて道路整備、特に都市計画道路や高規格道路もどんどん進んでるわけですが、その出資の分、行政の負担っていうのは公共交通の部分とはまた桁違いの公費を投入しているという状況にもあります。

一昨年、国の地域公共交通確保維持改善事業として、地方公共団体がバス車両等を購入をし

て事業者へ貸与する、公有民営という補助が創設をされてきましたし、自治体にその場合バスの車両更新費用の2分の1が補助をされるわけですけれども、低床やバリアフリーの部分を見た交通弱者対策の面からも、こうした施策というのもまた一方法だとも思います。経営改善の努力は必要ですが、経営改善は何よりも公共交通の責務を果たすためのものでありますし、とりわけ自治体出資の会社として福祉の増進に資していきながら、さらに今後とも努力をしていただきたいと、このように思います。南国市も一株主として、協議会や先ほどもお話がありましたように、モニタリング会議等で提言あるいはリードもしていつてくれるという答弁でしたので、四半期ごとのこの会議等にも積極的に参画をしながら提言をまた図っていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思えます。

それと、子供の貧困の関係、それぞれ教育、福祉の部分で御答弁をいただきました。答弁を聞きながら、やっぱり子供や保護者、特にひとり親家庭などを取り巻く状況というの、また学校教育を取り巻く環境も厳しい現状というお答えでございました。

法のことにも触れてきたわけですけれども、福祉の面から見ても、あるいは教育等の部分から見ても、なかなか現状にまだ即して追いつけていかないという状況で、実態把握もこれからだということ、法の部分は理念的な分もあるわけですけれども、その法がすぐ事業に結びつく部分でもないわけですけれども。先ほど福祉事務所長のほうから国の施策が1歩、2歩進んできたということ、新たに子育て世代包括支援センターの設置や母子保健コーディネーターの配置等についても御答弁があったと思えますし、特に児童扶養手当の第2子以降の加算額が増額をされたということは非常に経済的にも大きな効果があるんじゃないかと、このように思えますし。国の補正の中で地域の子供の未来を応援する交付金制度ができたということ、これから南国市も福祉事務所や社協の職員に対して地域コーディネーターの養成の研修をスタートさせるということが今答弁でもありましたし。法に基づく当面の重点施策というのは4つの柱ですので、教育支援、生活支援、就労支援、経済的な支援ですので、それぞれに沿ってそれぞれの担当課といいますか部署が課題をつなぎながら共有をして、さらに前進をさせていただきたいと思えます。

教育次長のほうからも、保健法にかかわる調査あるいは体力向上施策のことについても詳しく御答弁をいただきましたので、ありがとうございました。

それでは、庁舎の管理の件について、地下1階に一般社団法人南国市土地開発機構というのが入居をしたということで、答弁をそれぞれ都市整備課長と総務課長のほうからいただきました。

一つは、地方自治法の第96条の、議会の議決にかかわる項がうたわれてるのが第96条ですけども、条例で定める重要な公の施設について条例で定める長期かつ独占的な利用をさせることなどがこの議決事項になっちゅうわけですけども、第96条にそれぞれ何項かあるわけですけども、規定が。その議決条項には、この今回の入居というか立地については抵触をしないのか、改めてお聞かせをください。

先ほど都市整備課長の答弁にもありましたように、事の発端は年に1度の意見交換会でスタートして、特に不動産の協会といいますか、業界のほうから協力もあったと。南国市の今の取り巻く状況の中で、市の都市計画や開発業務に協力、お手伝いをしたいという事の起こりからスタートをしたということですけども。土地建物取引業者、不動産の業界ですので、この協力というのが協会なり業界の総意だったんでしょうか、その辺についても少しお聞かせを願いたいと思います。

設立の経過については、わかったわけですけども、この一般社団法人南国市土地開発機構というのは、既にことしの1月4日に法人として立ち上げられています。ちょっと聞き漏らしたんですけども、業務委託契約等についてお答えがあったかどうか、僕もちょっとよう把握をしてなかったわけですけども、その後に業務委託契約という部分がされてるといふふうに伺ってますけれども。既にそれ以前の1月4日に不動産業を行う、商業活動を行う目的という部分が、この社団法人が立ち上げられたという経過は、先に設立になって後で南国市と委託業務契約等ができてきたというふうに思われますが、その点はいかがでしょうか。

それぞれお互いのこれからの開発なり含めて進出企業の関係、第4次の総合計画にもうたわれてるといふことで、お互いのメリットといいますか、思いがマッチングしたといふことで、これができたというふうに先ほど言いましたけれども。この法人が立ち上げられるときに既に目的の項に、この法人は、地域における都市計画開発政策、住宅政策に協力し、必要な情報収集、調査研究を通じて安全かつ快適なまちづくりの促進並びに地域不動産経済の発展に寄与することを目的とするというふうにならうたわれてますし、その中で7項あるわけですけども、都市計画の開発、宅地造成等に関する情報収集や調査研究、コンサルティングの業務、それから4項めに地方公共団体等からの業務受託、地方公共団体への協力というのが、既に設立時の1月4日にはこういう目的といふことで会社法人が立ち上げられ、住所も大そね甲2301番地のB1ということになって、2市5名の代表者で設立をされてきたわけです。

先ほど答弁もあったわけですけども、目的、意図わからんわけではないですけども、特定の部分の業者といいますか土地建物取引の関係の人が庁舎内に置く必要性なり、許可を与

えた部分についても疑問を感じざるを得ないわけです。

業務委託契約について契約期間なり、あるいは使用料、賃貸料といたしますか、そのあたりの部分について御答弁も願いたいと思いますし、宅建にかかわる事務所使用に関する覚書ってありますか証書、いわゆる事務所の利用権限と称するそういう契約というか証明というようなものはあるんでしょうか。

先ほども言いましたように、本来なら手続上、市の業務委託契約の後に、社団法人として会社を設立してあるのが本当だと思いますが、進め方としても逆ではなかろうかと、このようにも思います。どう見ても一般の商業活動なりを営む不動産業者の事務所ではないかというふうにも見られても仕方がないようにも思いますし、そういう面から見たら公平と公正さを欠くものがあるのではないかと思いますし、周囲への配慮はどうだったんでしょうか。周りのまた逆にとれば、民業の圧迫にもつながりかねない現状であろうかと思いますが、そのあたりの思いと見解についてお答えを願いたいと思います。

また、ほかの例えば市内の管工事の業者なり土木、建設、電気設備、あるいは設計業を営む、そうした業者なりがこのようなスタイルあるいはスタンスで市にお願いなり相談すれば、門戸はどのようにされていくのか、そのあたりもお聞かせを願いたいと思います。

活用のあり方も確かに大事なことですけれども、必要性、この地下に置く緊急性というのも妙に感じられませんし、設立の経緯を見ても特定の部分で誘致をしたかのようにも見えますし、業務委託の前後のことも矛盾も感じますが、この辺について、いま一度お答えを願いたいと思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 庁舎管理の部分の御質問にお答えします。

まず、地方自治法第96条との関係ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、ここに来てする無償貸与という形ではなく、あくまでも市の執務室という形を位置づけておりますので、これには該当しないと判断しております。

設立までの経過等の関係ですけれども、業務委託契約は、委託契約期間が平成28年2月24日から平成30年3月31日までとしております。この委託契約書の中に業務委託を行うんですが、その業務履行については地下第2会議室を事務所とするという契約書になっております。そちらで業務に当たってくれという契約書になっております。

設立の時期がこの実際の契約よりも早いということですが、先ほど都市整備課長からもお答えしましたが、平成24年から宅地建物取引業協会南国支部と協議いろいろ話をしておりましたが、そういった中で、この委託業務をしていくような方向性を探っていて、結局時系列でいきますと先に法人のほうが発立登記をしたということになりますけれども、そういった形で業務を行うという前提があったと。時系列で言うところとちょっとあれかもわかりませんが、そういった形になっております。

あと、この法人設立するのに商行為ということもあるかと思いますが、あくまでもこの第2会議室を使用する場合は、市の業務を委託しておるもので、この中にはそういったものは発生しないということですが。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 吉川副市長。

〔副市長 吉川宏幸君登壇〕

○副市長（吉川宏幸君） この一般社団法人南国市土地開発機構の設立に至りましては、南国市の宅地建物取引業協会南国支部ですか、その中での皆さんの総意のもとで、この一般社団法人南国市土地開発機構を設立したということとなっております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 21番今西忠良君。

○21番（今西忠良君） それぞれ総務課長、副市長のほうからお答えをいただきましたけれども、商行為はここでは行わないと、第2会議室は市の執務室ということで位置づけをしているので、自治法の第96条の公の議決の分にも該当しないということの答弁でございました。

それと、副市長のほうから今、宅建業者、市内の南国支部といいますか、そこの総意ということで受けとめてるということなんですけれども、僕は20以上はあろうかと思うんですけれども、宅建いわゆる不動産を営む業者の皆さんの総意ということで答弁がありましたので、そのようには受けとめました。

もう一点、角度を変えてなんですけれども。契約と目的の部分では先ほどそれぞれ答弁がありましたように、都市整備課の業務を中心に行って、ここでいろんなアドバイスを受けながら次への展望を開いていくという執務室を地下1階に構えたということなんですけれども、もう少し開かれたものでなくてはならないと思いますし、都市計画審議会等の中でやられたんかもしれないけれども、委員会等を立ち上げていきながらルールにのっとってこのことを進めるべきではなかったかというふうにも思いますし、その正当性ももっと幅広く情報を開示をしな

がら、オープンにして進めていかななくてはならないというふうに、特に感じるわけです。

先ほどの浜田和子議員の行政の透明性という市長に対する質問があったわけですが、市長の答弁は市民と真摯にまず向き合うと、それぞれ思いは行政の部分と市民なりのニーズにも違う面があるけれどもきっちりしていきたいと。その中では情報を提供し、しっかりと説明責任を果たすというこの三、四点がお答えにありましたけれども、そうした面からの捉え方をいま一度お聞きをしたいと思います。

それと、私は今年の6月議会で地籍調査業務や、あるいは事業化などの打ち合わせや設計業務、あるいは工程管理等で会議室の不足のことを訴えてきました。当時の総務課長が手いっばいであるということで、その議事録を今ここに手元に持っているんですけれども、「この庁舎はもともと会議室が非常に不足をしております、慢性的に会議室をとるのは難しいという状況でした。そのために庁舎耐震改修にあわせて、先ほど今西議員さんもおっしゃられましたように、地下に20平米と40平米の会議室を2つ増設をしました。また、別棟には2階にこれも50平米くらいですが、会議室を増設をしております」と。「どうしても足りない場合は保健福祉センターやスポーツセンターを使用せざるを得ません」と。「庁舎が新しくなりましたので、来年度で、ことしのことなんですけれども、増設した会議室を効果的に使うよう再検討をしたい」という答弁が今年の6月だったわけですが、地下の会議室にこういう導入もされましたし、今回の事務所の設立は異例というか不思議にも感じるわけです。県の庁舎や他の自治体にもこういう例はないんじゃないかとも思いますが、そのあたりも含めて、いま一度見解なりお答えをいただきたいと思います。

それから、一連の先ほど業務委託契約ですか、それから使用に当たっての契約も交わされるとと思いますが、そうした資料を議会に提出をしていただけますでしょうか。そのこともお答えを願いたいと思います。3問目ですので、これはコンプライアンスの問題だとも私は受けとめます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 今回のこの室の利用について、何か今西議員さん言われているのは、私ども何も隠した経過もない、条例、法令に合わせてやったと思っておるんですが、何か私どもが隠しておったというようなことでございましょうか。私は妙にその辺のことはちゃんと手続を経てやったと思っておりますし、その設立した後で契約を結んでおるというのは、その不動産業者の集まりの会でございますので、個人個人と公がいろいろやると誤解も招いたらいか

んということで、向こうから法人格を有したちゃんとした団体をつくってから南国市とそういう業務提携をしたいという意見がありましたので、つくってもらったんです。それはどうぞ御自由につくってくださいといってやったものでありますので、別にそれが前につくったから問題だとか、後からだからどうだとかということは、契約の段階にはちゃんとした団体として登記がされておるといふことであると、私はそんなに思っておりますけれども、何が問題か妙に私はわからないのですが。

○議長（西岡照夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 昨年6月議会での答弁で会議室が不足しているというふうなことに關してという御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

今現在非常に機構改革も含めてやっておって、この今回の庁舎の耐震化の折に地下に会議室を設けましたけれども、そこも今先ほどありましたような企業の進出なんかもあってそういったことで、やはりそういった部屋も要るといふようなことで利用すると。

それから、機構改革の中で例えばこの西側にプレハブのような会議室もつくりましたけれども、そこも今中学校給食の給食センターの設立に向けて学校給食係が入っているといふようなことで、非常に会議室については苦慮しておりますけれども、そういった中で管理しているといふことで御理解いただきたいといふふうに思います。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） ちょっと抜かりました。

契約の關係とか、それは後ほど配付するよういたします。

○議長（西岡照夫君） 9番有沢芳郎君。

〔9番 有沢芳郎君登壇〕

○9番（有沢芳郎君） 本日最後になりましたけれども、日章工業団地のその後と入札について、この2点御質問させていただきます。

日章工業団地は、5地区で説明会を地元でしておりますけれども、地元では一時上流域の管理道路の幅が5メートルでは狭いので6メートルにしてください。農業耕作機械の幅が2.75メートル以上あるので、車のすれ違いができないので見直してください。そして公民館を建て直してもらいたい、水路を改修してもらいたい。30年の最大降雨量の基準が物部川にある降雨計の観測データを使って水路の排水計画を決めていないため洪水の危険性があるので、再検討をすることをお願いしたい。説明会に地元の世話役をお願いして関係者を呼んでいるが、地権者

であるのに一度も案内がない人がおりますので、地権者をチェックして抜かりがないか確認することが大事であると思います。地権者の中には、反対をして土地を売ってくれない地権者がいないか、いるなら何人いるか調べておれば教えていただきたいと思います。

地権者の中には、市役所がいつ土地の買収の交渉に来てくれるか不安でいるので、明確に日程をするべきであると思います。地元では、圃場整備と混同して一緒に周辺の工事をしてけると勘違いをしているので、事業部が違うし、工事する時期も違うことを説明していただきたい。また土地の買収も役員に一任してくれとチラシをまいておりますが、交渉は個人個人でするので、個人情報にも違反するので注意するように指導をしていただきたいと思います。

工業団地の排水路計画、用水路のつけかえ計画は、その地区の水路を管理している水利組合などの地区の代表者の同意書が要ると思いますが、同意してもらえるか。用地買収の予算がついているのに開発が中止になるんじゃないかとうわさが流れておりますので、地元に関心しないよう、必ず成功しますと言って安心させられる状況か教えていただきたいと思います。

次に、入札ですけれども、南国市の8月4日の入札で理解できないことが2件ありました。工事名、市道王子新屋線道路改良工事、社会資本整備総合交付金、16社が入札しましたが、15社が失格であります。

次に、工事名、市道茨西線道路改良工事、社会資本整備総合交付金、これも16社が入札しましたが、15社が失格であります。

落札業者は、2件とも同じ業者が落札をしています。原因は、回答書に残土処分の単価が立米あたり1,728円の単価と公表したので、その回答書を参考に積算したが、単価が違っていたため真面目に積算した業者は失格であります。この入札の結果はどうなったか、入札業者が数名代表して建設課長に抗議したと聞きましたが、どのように対応したか、その結果どうようになったか説明していただきたいと思います。

最近、南国市の建設工事の入札で、入札業者の中には同業者が名前を知らない、聞いたことがない業者が入っているが、その業者は建設審査会の点数が750点クリアしているか。またその名前を知られている建設業者は、いずれも失格であります。積算するのに二、三名で積算しております。入札で最低落札金額とぴったりで落札している工事が多い。建築や設備の場合は工種が多いので、ぴったりで落札するのは大変難しいと思われませんが、積算した資料を添付させて入札に対する疑問点を解決すると思うか、状況はどうか問います。

以上で質問終わります。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 長野洋高君登壇〕

○商工観光課長（長野洋高君） 有沢議員さんから御質問のありました南国日章工業団地に関する質問にお答えします。

平成26年度より実施しております南国日章工業団地につきましては、現在周辺対策も含め、団地計画への理解を得られるよう、関係地区の方に対し説明会を行っております。質問の中にもありましたように、各地区より御要望、御意見等をいただいておりますので、御理解、御同意をいただけるよう、引き続き関係地区と協議を重ねてまいります。あわせて、これから地権者の方に対しましても、事業の概要説明に順次伺わさせていただくように検討しております。

各地区の同意がいただければ次第、地権者の方につきまして用地取得の話をさせていただく予定であります。地区との協議の状況により多少の前後はあるかと思いますが、秋から用地取得の話に入っていきたいと考えております。

工業団地の推進につきましては、引き続き取り組んでまいりますので、事業の推進につき御協力のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

〔財政課長 渡部 靖君登壇〕

○財政課長（渡部 靖君） 有沢議員さんの入札についての質問にお答えいたします。

8月4日の入札におきまして、入札後落札決定を行う前に設計金額と質疑の回答、これに誤りがあることが判明いたしまして、直ちに入札を中止といたしております。同工事につきましては、間もなく再入札を実施する予定となっております。

本年度は、議員の指摘する工事以外にも設計金額に誤りがあり、同様に入札を中止したこともあり、業者の皆さんにも御迷惑をおかけいたしております。このため8月22日、土木建築全庁の全技術職員及び担当課の管理職を集め、設計書のチェック体制を再度検討するように、また再発防止の注意喚起を行いました。

市内業者につきましては、指名願の提出を受け、県の経営事項審査結果業種別総合評点、こちらをもとに業種別ランクを毎年行っております。新規参入や廃業により業者数の変動はございますが、南国市指名基準により適正にランクづけ及び業者選定は行っております。

入札の適切な実施といたしましては、国の平成27年1月30日付、発注関係事務の運用に関する指針におきまして、予定価格につきましては入札前に公表すると、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ね

る弊害が生じかねないことなどから、原則として事後公表することとしており、本市におきましても入札後に予定価格、最低制限価格は公表しております。

また、より詳細な設計金額につきましては、業者からの開示請求がありましたら確認できるように開示しております。

こうしたことから、業者の積算能力は非常に高まってきており、最近の入札におきましては、多くの入札案件で最低制限価格での複数の応札、いわゆるくじ引きで落札業者が決定するということが多くなっております。このような入札結果につきましては、数年前、東日本大震災以降入札が不調に終わるとか、そういった状況からこういった形、最低制限価格でのくじ引きというような形に現状なっておりますけれども、一定受注関係につきましては改善されておるといふふうに考えております。

こうした最近の入札状況によりまして、議員さんの御指摘のあった2件につきましても、入札結果等から設計誤りの可能性が高いということで、落札決定前に再度確認したところ、今回の誤りが判明したということで中止とさせていただきます。

また、本年度より4月からは見積能力のない不良、不適格業者の参入排除等を目的といたしまして、入札時に工事費内訳書の提出を義務づけております。これによりまして、より積算能力を高める業者の方々につきましては、そういった形で対応していただいておりますというふうに考えております。

入札につきましては、公平・公正が大原則であり、市民の皆様には不信感を抱かれることがないように、これからも全庁を挙げてさらなる適正化に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 有沢議員さんの建設課発注の入札についての御質問にお答えいたします。

このたびの建設課の発注いたしました東部自動車道建設に伴う周辺対策工事の入札において、建設課の不手際により工事発注が中止となりましたことを深く反省しております。入札前の質疑書に対する回答において、設計書と異なる回答をしてしまい、入札の混乱と不信を招きました。

発注が中止となった数日後、入札に参加された建設業者数社の代表者が来庁され、今回の入札に関する不手際において、今後二度と起きないようにしていただきたい旨のお話がございます。

した。二度とこのような混乱と不信を招くことのないよう、心から謝罪するとともに、信頼の回復に課員一同全力で取り組んでいくことをお伝えいたしました。

今後はチェック票並びにチェック体制の見直しを行い、改めまして二度と繰り返すことないように課員一同緊張感を持ち、日々の業務を遂行していく所存であります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 9番有沢芳郎君。

○9番（有沢芳郎君） 大変すばらしい回答をいただきましたけれども、日章工業団地につきましては、大変地元が中止になるんじゃないかというて変なうわさが蔓延しておりますので、何とぞ地元へ足を運んでしっかりと熱意を伝えていただいて、日章工業団地が成功できるようにお願いしたいと思います。

ただ、行政のほうは世話役さんに一任したり、館長に一任して、地元の人を集めているようではございますけれども、中には公民館に入っていない部落の地権者の方もおられます。そういう方には連絡が不徹底なので、行ってないので、そういうところは地権者を調べて、世話役さんとか館長さんだけに任すんじゃなく、自分らで足を運んで、ちゃんとした説明をしていただくという熱意を持ってやっていただきたい。もう3年間もたっておりますので、そういったことは地権者も全て了承の上でわかってると思いますので、何とぞ誠意を持って、地元がスムーズに納得できて日章工業団地が成功できるようにお願いしたいと思います。

そして、入札の件ですけれども、たしか今回だけじゃなくて、前にもこういうようにうちの職員の積算の違算、いわゆる回答書が間違うちよって再入札をやった経緯があると思うんです。こういうことが頻繁にあると、一生懸命頑張ってる業者さんは非常に入札に対して不信感を持ちます。なぜかといいますと、見積もりするのにわからないので質問書を出して回答書をいただいております。その回答書が間違っておれば、その間違った積算の単価で普通なら積算すると思うんですが、それが1社だけその積算の単価をしないで自分だけ違う単価でやって落札できる金額になったっていうのは、行政の不始末じゃなくてちょっとおかしいなあと私は思うんですけれども。そのあたりの件も含めて、そういうように業者に不信感を持たれないような、ちゃんとした公正な入札をしていただけるようお願いをしまして、質問を終わりたいと思います。

回答は結構ですので、よろしくお願ひ申し上げます。

＊

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明15日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時12分 延会